

平成26年第8回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成26年9月11日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	西川 洋一 君
委員	大后 治雄 君	委員	中村 庄一郎 君
委員	関田 貢 君	委員	東口 正美 君
委員	床鍋 義博 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
----	---------	----	---------

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田 新一 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	尾崎 潔 君	主事	吉川 和宏 君

出席説明員（12名）

副市長	小島 昇 公 君	教育長	真如 昌美 君
子ども生活部長	榎本 豊 君	福祉部長	吉沢 寿子 君
社会教育部長	小俣 学 君	企画財政部長	並木 俊則 君
企画財政部参事	田代 雄己 君	子育て支援課長	高橋 宏之 君
保育課長	宮鍋 和志 君	青少年課長	中村 修 君
社会教育課長	村上 敏彰 君	障害福祉課長	小川 則之 君

会議に付した案件

- （1）第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- （2）第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- （3）第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- （4）第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- （5）第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について
- （6）26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情

午前 9時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成26年第8回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） おはようございます。

条例順に従って順次質問させていただきます。

まず、第2条の1番の家庭的保育事業から（5）番の家庭的保育事業等のところまでの現状がどのようなになっているかをお教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 家庭的保育事業の現状でございます。

現在お二人の方が家庭的保育事業をしていただいております。お一方は補助員を加えて5名の子供さんを保育しております。もう一方は2名、現在保育をされております。

小規模保育事業、こちらは新しく生まれる概念でありますので、現在この小規模保育事業に該当するものはありません。ただし、似ている状況としまして、東京都の制度で認証保育所というのがございます。そちらにつきましては、市内に2園、早樹保育園、東大和保育園という2園がございます。

居宅訪問型保育事業、こちらはいわゆるベビーシッターでございまして、こちら新しい制度で生まれる概念でございます。現在ベビーシッター等については、市のほうでは一切把握できておりません。

事業所内保育事業でございます。こちらにつきましては、民間の会社等の従業員の方の子供さんを保育するという施設でございます。市内におきましては、2つ、2事業所ですね。病院とそれから飲料水の販売所のほうで、2つあるということで存じ上げております。

家庭的保育事業等、こちらは先ほどの家庭的保育事業のことでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、第4条、第5条の市の責務と家庭的保育事業者等の責務ということで、こちらがどちらとも基準を守るというか死守するという書き方ではなくて、常に向上させるよう努めるというふうに書かれているんですけれども、これはどのような意味があるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今回の東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、こちらにつきましては、認可基準でございますが、この基準を満たせばいいということではなく、満たした後も常に向上していただくように上を上をということで、よりよい保育を目指していただくということで、市は基準を常に向上させるように努めるものとするという、こういう一文が入っているものでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、第6条の4番、定期的に外部の者の評価を受けてというふうにございますが、こちらは具体的にどのようなところででしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 現在認可保育園等につきましても、定期的に外部評価を受けることになっております。認可保育園については、民間認可保育園については、全て外部評価を受けていると認識しております。

それと同じように、家庭的保育事業者、今度はこちらの認可保育園よりかなり小さい保育施設ばかりでありますが、それにつきましても、定期的に外部の者による評価を受けて、自分の自己評価だけではなくて、公平な評価を受けていただいて改善に努めていただくと、そういう責務を記したものでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 具体的には外部というのはどのような人たちを言うのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 第3者評価ということで、それ相当の評価をする機関がございまして。そちらのほうにお願いして、評価を受けていただくということでございます。当然、お金を払って評価していただくという、そういう形になっております。

以上です。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、第8条の（1）と（2）なんですけれども、家庭的保育事業者は集団保育を体験させる機会の設定、また（2）で言われている代替保育というのがございまして、現状2園の家庭的保育事業所がどのような施設と連携をしているのか聞きたいのが一つと、この点に関しては附則の3番で緩和措置がとられておりますが、この辺が今後どうなっていくのか。例えば今までは保育園でしか保育ができませんでしたけれども、認定こども園ができることによってそういう意味ではキャパが広がるので、この緩和措置というのが必要なのかどうかということを伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） こちらの第8条の連携施設でございますね。現在家庭的保育事業等につきまして、家庭福祉員という形でお二方にやっただいてございますが、集団保育を体験させるための機会の設定、そのほか代替保育、休暇等ですね、お休み等をとられるときの代替保育でございますが、こちらについては、現状は連携施設がございませんので、まだ未整備でございます。一生懸命お二方やっただいてはいるんですが、残念ながらまだ連携施設ございません。そういう状況でございます。

今後ですが、代替保育及び集団保育を体験させるためにということで連携施設を市のほうがあっせんして、中に入って御紹介なり何なりする予定でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうしますと、附則の3というのはやはり、緩和措置として必要なのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今保育課長のほうから、今やれていないというところでございますけど、求められておりませんけど必要だとは思っているところでございます。

ただ、5年間の間にすぐにやらなければならないということでございますけれども、連携の中で特に休日の代替措置でしょうか、それは現状でも必要だと思っております。なかなか一遍にお休みをいただくという日が設定できないということで、これはもう連携の施設、認可保育所になろうかと思いますけれども、そちらのほうと、それは先行してやらないとやはり長続き、継続性を求めるとなると。その辺は先にやっていかなきゃいけないのかなというふうには現状でも認識しているところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 何とか狭山保育園、公立のところとかを使っただいて、この辺は早急にお願いしたいと思います。

続きまして、9条の市独自の非常時災害対策ということが載っておりますけれども、その辺の市の援助というんでしょうか。助成のようなものはあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現状認可保育所で、当市では保育園ですけれども、保育所に対する加算の補助として、施設機能強化推進費加算というのがございます。これは、施設の防災対策の充実強化、防災訓練とか備蓄を買ってもいいよというところでございまして、それが1施設当たり15万円、年間でございますけれどもございまして、これが家庭的保育事業、保育ママですね、それから事業所内保育所、それから認証保育所にも同じ額が加算として支払われる予定でございますので、こちらのほうは、当初はやはり防災の備品より備蓄食料のほうにまず充てていただければ、ほかの給付費のほうの中から使わなくても、こちらを充てていただけると、ある程度はそろうのではないかなというところでございますので、活用をお願いしたいと思っていますところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） 次、第27条に定めるところなんですけれども、保育の内容というところで、保育する乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならないとありますが、これはどのようなことを言っているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育の内容でございます。

保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。通常のお子さんですと、その日の体調等、その辺をよく認識してその子に合った保育ということなんですが、そのほかに障害を抱えておるお子さんもいらっしゃいますので、その子の状況に応じて障害を抱えた子供さんでも集団保育が可能であれば、一緒に保育できるように配慮する必要があるということで、この規定が入ってございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 続きまして、第29条で定める小規模保育A型、B型、C型、いろいろ書いていただいているんですけれども、簡単に、具体的にはどのような差があるのかお教えいただければと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 小規模保育の関係でございますが、小規模保育A型とB型でございます。こちらにつきましては、必要とされる従業員の数、それから面積等は同じでございます。6人から19人までのお子さんを預かる小規模の施設でございます。保育人数等については、A型もB型も同じですが、違いにつきましては、A型につきましては全員が保育士さんでなければならないということなんです、B型につきましては50%以上が保育士さんであればよいということになっております。それから、小規模保育C型でございます。これは、通常の家福祉員、御自宅でお子さんを預かっているような例が家庭福祉員でございますが、その方たちがグループで2組一緒にアパート、マンションの一室を借りて2組一緒に保育を行うとか、そういう場合については、小規模保育C型という言い方になってございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、39条居宅訪問型保育事業ということで、これ新しい制度になると思うんですけれども、これは東大和市がその居宅訪問保育事業者というふうに認定した人と利用したい御家庭とを市が中に入ってつないでいくという理解でよろしいのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） この居宅訪問型保育事業、ベビーシッターでございますが、新しく生まれる概念でございます。今までは、このベビーシッターについては行政は一切介入してございませんでした。今後は、これから国から細かい指針、やり方の説明はあるかと思いますが、一応今想定しているのは、市のほうで登録をさせていただいて必要とされる方に御紹介、あっせんになります、させていただきまして、契約につきましては

は、そのベビーシッター、居宅訪問事業者の方と保護者の方が直接になりますが、市のほうがある程度あつせん、紹介ということに入ることになっております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 最初に、この条例の趣旨ですね、趣旨聞きたいんですけども、まず現在、保育所というのがありますよね。保育所は国が定めた設置基準、職員数、この中には資格を持っている保育士さんとか看護師さんとか調理員さん、それから設備の広さ、保育する対象者何人当たりについてこのくらいの広さがないといけない、最低限これですと。それより下だと保育条件が下がっちゃうのでこれ以上と。それから給食についても、自分の園で調理する。こういうような国の基準があるわけですね。この保育所をつくりたいといった場合には、この基準をクリアしなければ保育所と言えないと、つまり認可保育園という言い方が出てくるのはこういう趣旨ですね。

それに対して、そうはいっても待機児童がいっぱいいると、お母さんたち預けなきゃ仕事出られないということで、現実にはいろんな保育所が生まれるわけですよ。今市内にもそういうことで一生懸命やってくださっている民間の方がいるわけですね。だけど、その保育所というには基準に達していない。つまり、これが認可外ですね、認可外保育園。

今回、この条例は、主に認可外のこうした施設に対して一定の基準を設けて認可として認めていこうと、こういう趣旨でつくられていると、提案されていると、こういう捉え方でいいですね。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今西川委員のほうからおっしゃられた国の基準というのは、認可基準に沿って東京都が認可をした基準ではないと、事業ができないというところでございますけど、これらの家庭的保育事業等につきましては、やはり昨今の待機児童解消のために、あらゆる今までやっていたような既存の事業、例えば小規模保育ですと当市でおきますと認証保育所、さらには家庭的保育事業というのはもう、二十数年前でしょうか、保育ママというような制度でやっておりますけれども、そちらのほうを新たに地域型保育ということで、市が認可をしていく。そこは、認可保育所を補完するような意味で、地域に根づいた施設を認可をしていくということで、この制度ができたものと認識しております。

ただ、そちらに認可保育所と同じように、職員、設備、それから保育時間、利用定員、先ほど東口委員のほうから御質疑ございました連携施設の関係、それから衛生管理、食事等の基準は国の基準に従って、従うべき基準は従う、参酌すべき基準は参酌をして条例を制定して、認可をしていくというようなことでこの事業が開始されるものというふうに認識しております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私の指摘で正しいということですね。

いわゆる認可外保育所で、今、現にある認可外保育所、これは大変そこに預けている家庭が助かっているわけですね。それはそういう現実があるということで。けども、いわゆる国の基準、つまり国の基準といっても決して高いとは思っていないんですけど、もっと上げる必要があると思っているんですけども、そこには到達していないけれど、現実にはたくさんある。保育需要も引き続き多い。だから、この認可外というところも一定の基準を市でつくってそれを認可とし、そして市からも補助金も出しましょうと、補助金と今度は言わないんですけど、給付費ですか、というような言い方になるわけですけども、そういうふうに認可の保育園にしていくと、こういうこと今部長が答弁されたというふうに、言ったんじゃないかというふうに思います。

それで、設備、面積等同じだというんですけども、私はそれは、この中身を見ると違うんじゃないかとい

うふうに思うんですね。例えば、保育所の場合、いわゆる認可保育所の場合には乳児室1人当たり1.65、それにほふく室1人当たり3.3平方メートル、とこう書いてあるのが、今度の基準でいけばそれより下がると、35条ですね。乳児室というのは今度は書いていない、乳児室またはほふく室ということで、乳児室が幾つ保育室が幾つというふうになっていないというふうに見えるんですけど、35条の例えば、2で言えば乳児室も3.3とって、ほふく室も3.3とると。こういう考えでいいのか。保育所の基準で言えば、例えば零歳の子がいれば乳児室があつて、その面積があつてそのほかにその部屋ともう一つほふく室がなきゃいけない。つまり4.95平方メートルなければいけないというふうに読めるんですけど、ここはどのように読んだらいいんでしょうか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** ただいまのことでございますが、国のほうの認可保育園に関する基準でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがございます。こちらの32条にこのように決まっております。保育所の設備の基準は次のとおりとする。乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室を設けることということになっております。乳児室の面積は1人につき1.65平米以上ですと、ほふく室の面積については3.3平米以上ですとということでございます。国の基準も乳児室またはほふく室でございます。

それに対しまして、今回の条例におきましては、30条で小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準は次のとおりとするということで、乳児室またはほふく室を設けることとやはりなっております。乳児室またはほふく室の面積は、1人につき3.3平米以上であるということになっておりますので、国の基準よりは高くなっているというふうに認識してございます。

以上です。

○**委員（西川洋一君）** それはそうですか、わかりました。ありがとうございます。

それから、この31条の関係になると思うんですけど、職員数の中の保育士の有資格者……違いますね、ごめんなさい。そうですね、保育士等の職員の資格、31条の2ですね。この関係で、保育所、いわゆる認可保育園と今度の小規模保育事業、それぞれA、B、Cにおいて違いが出てくると。要するに資格者が認可の場合には必要な人数に達して、全員保育士で資格がなければいけないのに対して、B型及びC型はそうでなくなるというふうになるということですよ。そういうことでいいですね、そう書いてありますから。確認で。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 認可保育所につきましては、働いていらっしゃる方全てが保育士ということになっております。小規模保育A型につきましては、全員が保育士の資格、有資格者、小規模保育事業B型につきましては50%以上を満たすことということになってございます。Cにつきましては、市が指定する研修等を受講された方以上の方でございます。

○**委員（西川洋一君）** つまり同じ、今度この条例で確認されれば同じように認可保育園という名前にはなるけれど、小規模保育事業AとかBとかそういう名前ありますけども、認可になるわけですよ。いわゆる認可保育所に。だけど、片や国の基準に適合した保育所は、保育士さんが全員資格者、そうでない今度の条例による認可保育所は、保育士さんでない方も含めての人数、つまりここには保育を受ける子供から見れば、公平さにおいて差が出ると、こういうふうに読めるんですがそういうことですね。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 現状の認可保育園につきましては、全てが保育士さんということになっておりますが、A型、小規模保育事業のA型につきましても全てが保育士さんとなっています。B型につきましては、確かに50%以上の保育士さんということでございますが、残りの50%の方につきましても、指定した研修を受けた方ということでお願いいたしますので、大丈夫だと思います。また、これから市のほうで毎年確認ということで、

かなり厳重に確認ということで伺って検査等行いますので、その辺はしっかりしていきたいと存じております。
以上でございます。

○委員（西川洋一君） ちょっと誤解のないように議論したいんですけど、現在でもその認可外保育所においては、いわゆる保育資格がなくても市の研修を受けた方でいいということでやっているところもあるわけで、その方がだめだとか一生懸命でないとか、そういうことの話は今してるんじゃないということですからね。ちょっとそれは、誤解を与えるような答弁しないでもらいたんですよね。制度としてそうなるという話であつてですね、そのところはちょっと、前提を置いておいて議論をお願いします。

要するに、全員が保育士さんでなくても、今度のこの条例によれば認可保育園になっていくと、そういうことだということですよ。そこは確認されたと。

それから、これは24条などに、済みません25条ですかね。25条などにあるんですけど、調理業務について、この25条、この職員は家庭的保育事業ですね。自分のところで調理しなくていいよと、同じ系統の事業所から持ち込む分にはいいですよというようにこれは読めるんですが、そういうことでいいのかということと、いわゆる保育所、認可保育園で現在そういうふうに行っているところがあるのか。これはできないと思うんですけど、そのところはどうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 25条の今の御指摘ですが、原則は自園調理でございますが、ただし調理業務の全部を委託する場合または連携施設等から搬入する場合には、調理員を置かなくてもいいと、搬入することはできるということになってございます。

認可保育園につきまして、搬入施設から搬入しているかどうかはちょっと……そういう例はございません。
以上でございます。

○委員（西川洋一君） 先ほど、前の委員から質問があった小規模保育事業B型に近い、現在ある保育所は認証保育園というふうに言われました。この認証保育園というのは、東京都の基準に合った保育園として東京都の認可保育園、国の基準からすればいわゆる認可保育園でない保育園。つまりこれは、保育士さんが必要な人数の6割の方が資格を持っていればいいというふうに言われました。

ここの、今現在ある認証保育園は、小規模保育事業B型に移行するかどうかというのは、今のところ別かもしれないけれど、似たような施設ということで、移行すれば東京都の基準は保育士さんの数は6割だったかな、60%という規定があるけれども、今度はそれが5割、半分いけばいいということになりますよね。ここでもこう、基準が現実にながってくる、もし現在ある保育所さんがB型を選びますと言ってくれば、現在6割で頑張っているから引き続き頑張ると言っていただくよう、これは市がかなり、少し援助しなきゃなくなるかもしれないけれど、そうでなくて園がB型にということになれば、これは少なくとも済むという話になるということ、そういう理解でいいですね。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 東京都の認可じゃなくて認証ですね。認証保育所というような位置づけで、東京都だけの制度でございますけども、西川委員がおっしゃるように、保育士の率は60%ということでございますけども、こちら移行した場合ですね、今市内に2保育所がございますけども、小規模保育事業のB型に行った場合に50%の保育士でいいよということで、保育士の数を計算してみましたところ、小規模保育ではなくて、認証保育でやっている場合と小規模保育で5割やった場合と保育士の数並びに従業員数は変わらないというふうに試算をしているところでございます。今と変わらないです。今の保育士並びにプラス1がございしますので、そうすると、総従事者でしょうか、その数は60%でやった場合と50%でやった場合と変わらないとい

うふうに試算しているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） それは、今の実際扱っている児童の数に対してという理解でいいですね。現実には変わらないんだということなのでそれはそれとして受けとめたいというふうに思います。

それで、これはこの条例の趣旨だからいいと思うんだけど、現実には認可保育園が4月1日から101名も定員がふえたにもかかわらず、現実には認可保育園に入りたいけれども入れないという人が現在、9月1日現在で122人いるというのが一般質問のときの答弁でした。それだけ大勢いるわけですね。

この人たちを何とかやっぱり、待機児ではなくいろんな努力をしながら待機児解消へというふうに、市は努力されているということだと思うんですけど、これまで市の考えは、認可保育園を増設することで対応していきたいとこれまでも言ってきました。改めてここで聞くと同じことだと思うんですけど、いわゆる認可保育園を増設でなく、新たな園をつくるでなく増築によってふやす。

いずれにしても認可保育園での定数をふやすということでは、国基準の保育所の枠をふやすということで、ここで今議論している地域型保育、いわゆる小規模保育事業でふやすと市は言っていないというふうに受けとめているんですけど、そういう、これからそういう考えでいくということでもいいですか。これはこれであるけれど。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 西川委員の一般質問の答弁でも、やはり今後保育園は、認可保育園は16園で、新たな保育園は設置する予定はないということを答弁いたしましたけれども、やはり今増築というのは、この9月議会の補正予算で清水にございます紫水保育園の増築ということで、予算をいただいたところでございますので、今年度あと6カ月ちょっとでございますけれども、そちら急いで工事していただいて増築で受け入れ枠をふやすということでございます。

それから受け入れ枠の拡大でございますけれども、平成26年度に比べまして来年度、テマリ保育園並びにテマリ保育園の移築ですね、建て替え並びに紫水保育園の増築によりまして、ことしの4月1,900人であった受け入れ枠を32人ふやしまして、平成27年度からは1,932名ふやす予定でございます。

それから今子ども・子育ての当市の計画を策定している最中でございますけれども、それに先立ちまして、昨年の平成25年10月に子供の保護者、実際には未就学児及び小学校3年生までの保護者の方に2,000名にアンケートをとりまして、これからのニーズを調査したところでございます。

それらの数字によりますと、これからの保育園の入園希望者、さらにはどこかに預け入れをしたいという方の希望者を推計いたしまして、来年度からの認可保育園、さらには認定こども園、それから認証保育所、それから小規模に移るかわかりませんが、それから家庭福祉員等の受け入れ枠で受け入れ体制を整えますと、受け入れ率は、御希望どおりになるかどうかというのは話は、問題は別とさせていただいて、枠としましては100%を平成27年度からは超えるというふうに踏んでおりますので、選択肢がいっぱい広がる中で受け入れ枠は拡大していける、需要に対して受け入れができるのかなというふうには踏んでいるところでございます。

ただ、あくまでもその人口推計並びに希望というのは昨年の状態で今も捉えておりますので、状況が変わってきた場合には受け入れ枠の調整というのは必要だと、固めるものではないというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 私今聞いた趣旨は、答弁はそれはそれでありがとうございました。趣旨は、この条例は

国の子ども・子育て支援新制度に基づく、方針に基づいて市はつくらなければならないというもので、それで、その国の考え方でいけば今提示されているようなもの、つまり先ほどから指摘していますように、認可保育所よりも職員だとか施設の、つまり今の場合、議論になったのは給食ですね、の面で若干下がるけれども、そういうものも含めて希望の需要に対して対処しておくための条文になっていると。

それに対して、市としてはこれまで言われていたのは、認可保育園を増築することによってそちらの、国の基準に適合したところでの保育をふやしていくという考えでいたというのが、今の答弁では、今度のこの条例ができればこれも認可になるので、そちらでも枠を大いにふやしていただきたいということで、市の保育施策は考えているというふうに答弁されたというふうに思うんで、ちょっとその最後のほうはちょっと残念な気がするということです。じゃあまずそこまで。

○委員（関田 貢君） 私は、今回の国基準で待機児対策ということで、子ども支援対策が大きく拡大されたということで、私はこの条例に対して、定義の中で1番から5番、家庭的保育事業から家庭的保育事業等のこの中身が東大和市で保育事業を16園ではやっているが、そのほかに園の経営の仕方でこういう種類の園があると、この際国の指導によって園の形を、これを注意してくださいね、保育園の運営の仕方については、職員から食堂からいろんな面積からということが、最低基準、これで盛り込まれた。私はそういうふうにして、この現況の待機児対策のために市にある施設が、現状で運営されている環境を確認しながら対処してくださいという、一応僕は、注意喚起だと私は思っています。

ですから、注意喚起の中で、先ほど1番のこと2番のことというふうに説明されましたね。例えば、僕が関心あるのは4番の事業所内保育が、当市では2事業所がやっているということについて、やっている2事業所とは飲料会社と病院がやっている。これやっているということであって、市がまだこれには関与していないからこれから関与するために、こういう国の、国策の条例に適合してやってくださいと、こういうふうに私は解釈しました。

そうしますと、東大和市の環境でこういう条例というのは変更できるんですかねというのを僕は確認したいのが、東大和市のこの45条、定員が、利用定員が20名以上に限ると、そうしたときに20名以上で、今度は46条で職員の対応を保育士とか嘱託とか調理員を置かなければならないという、これがこの2事業所の話で、飲料水という森永さんかそういうところがやるのかなと。病院は大きな病院といえば大和病院かなと。そういうふうな病院でこの事業所はやるとする。

そうしたときに20人の定員という枠は人口的に、あるいは事業所で人を集めるというのはこれは事業所内で人を集めるわけですから、お子さんがいないとよその人を入れていいわけじゃないんですから、事業所って。ですから、そういう体系づくりの、こういうことについてちょっと私は疑問があるんですけど、そういう先ほどの皆さんの説明では、こういう事業所に上げたということについては、こういうことが将来に、先ほど家庭保育園や小規模はそれぞれ東京都の補助金で2園ある。そういう認証保育園を格上げして、きちっと指導して、そういう事業を制度化にしていくということをこういうふうに取り上げてあると思うんですけど、こういう事業所の中身についてのちょっと心配を私はして、お伺いしているわけですから、その辺の心配なことについてお答え願いたい。

○保育課長（宮鍋和志君） 大変失礼しました。私の定義のときの御説明が悪くて申しわけございませんでした。実はこういうことでございます

事業所内保育事業、市内に2つ事業所で保育園を、従業員用の保育園をやっているところあるんで

すが、それはそのまま今度公的制度に乗らないよ、そのままいくよということもできます。ただし、もし公費が入って公的制度に乗っていただけるのであれば、ちゃんと公費も出ますよ、そのかわり市民の方をあいっている部分の人数に市民の子供さんを預かってくださいということになっています。そういうことでございます。失礼いたしました。

引き続き恐縮です。説明がちょっと拙くて恐縮です。事業所内保育事業2種類ございまして、20人以上のものに限るとというのが45条でございます。それから、49条のほうには19人以下のものということで、小規模ですね。事業所内保育園事業ですが、小規模の事業所内保育事業ということで19人以下、49条のほうになっております。2通りに分けられるんです。失礼いたしました。

○委員（床鍋義博君） 今度の改正は、いままで管理外であったようなところを認証とか認可以外のものを管理するという意味と、そのために少し基準が緩和されるという大きく2つなのかなというふうに思っているんですけども、仮に基準が緩和されるといったところ、仮にじゃないですけどこの条文ではそうなんで、なった場合に、4条の市の責務というのは少し今までよりは大きくなるのかなというふうに思っております。

その中で、先ほどの御答弁の中で基準をより向上させるようにという、もちろんそのとおりなんですけれども、じゃあそうじゃなかったときに、改善を違反したとき、またこれを守られなかったとき、逆に低下したときですね。サービスが低下したときの担保はどうやってやるのかな、管理体制については余り書かれていないですし、立入調査等のことも書かれていないので、今市はどういうことを考えているのかをまず教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） これは、法のほうで定められておりますが、指導をいたしまして、そのときにこの辺はまずいよというところがありましたら、直ちに是正するように勧告いたします。勧告したときに、勧告した旨を公表したり、あるいはどうしてもそれに従ってくださらなかったときには、確認の取り消しとかそのような形になって担保される予定でございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 立入調査みたいなのはできるかできないのか。

○保育課長（宮鍋和志君） 立入調査はできます。確認は年に1回程度、あるいは場合によっては近うございますから、同じ市内ですからしつこくしょっちゅうやるように考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 次に、そうしますと、25条にもかかわってくると思うんですけれども、今度家庭的保育者は市長が行う研修をということなんですけれども、これ十分充実させないとなかなかサービスの担保難しいと思うんですけれども、そういったことは今市はどういうことを考えているのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 例えば、家庭的保育ママでございますが、これは市が直接研修をやるよりは東京都みたいな大きいところでやられているところをお願いするように考えております。

現在家庭的保育者、保育ママさんですね、このような研修を受けていただいております。公益財団法人東京都福祉保健財団主催で3つございます。基礎研修、これが4日間で19時間、認定研修7日間で40時間、保育実習9日間で63時間、合計で122時間で20日間、こういう研修を受けていただいております。今後も引き続きこのような研修を受けていただく予定でございます。

○委員（床鍋義博君） その研修というのは、一旦122時間全部やったら資格として認められる。その後継続して研修を行うといった制度なんですか。更新であるとか、毎年このぐらいは受けなきゃいけないとかというの

はありますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 先ほど御説明しましたのは、最初なるときの研修でございまして、その後なっから現任研修というのがございます。そちらに行っていただくようになります。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 具体的には、その現任研修の内容というか時間数でいいので教えてください。（宮鍋和志保育課長「恐縮です。ちょっとただいま御用意ございません。後ほど。」と呼ぶ）わかりました。あとは30条のところ、30条の7のところ、ア、「スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。」なんですけれども、その類するものの自動式ってどういったものを想定をしているのでしょうか。アですよア、（ア）。（大后治雄委員「エの（ア）」と呼ぶ）そうです。ごめんなさい。

○保育課長（宮鍋和志君） スプリンクラーが主でございますが、その他ですね、自動で扉が閉まって炎が燃え広がらないようにするオートシャッターですか、そのようなことが考えられます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 今の設備が整っていないところに関しては、先ほどの施設機能加算ですか、9条のところでさっき東口委員が話したところですけれども、これに該当するんでしょうか。その施設を充実するためのものの支出として。

○保育課長（宮鍋和志君） まず、この認可基準に合致してない場合には、施設を開所することができないということになります。最初の入り口でございます。

○委員（大后治雄君） 1点だけ伺わせてください。

この条例に関しましては、子ども・子育て支援新制度が開始することに伴い、市が条例で定める必要が生じたというふうな御説明を受けているわけですが、つまりこれを条例で定めなければ市民に何らかのデメリットというか、そういったことがペナルティー的なものが生じるようなことだろうと思うんですが、これもし、条例が定められなかった場合に市民に対してどのようなメリット、デメリットあるのかというところを教えてくださいいただけますか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今回の条例に定めることのメリットでございますが、市民の方は認可、確認を受けて一定の水準をクリアした事業者を利用することができるようになります。安心して教育、保育サービスを受けることができます。公費が入ったちゃんとした施設ということです。

また、市が毎年徹底的に確認してチェックして大丈夫だということで確認する施設でございます。また事業者の方なんです、今度は事業者は認可、確認を受けて給付の対象となりますと、公費による補助を受けることができるようになります。事業の運営基盤が安定します。また利用者が安心して使えるということで、利用者の増加も認められると思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 規模のことなんですけれど、規模のことでこの条例で書いてあるのは45条と49条、これは事業所内なんですけれど、その他については書いてなくて、次の議案のほうには書いてあるわけなんですよ。私ここで聞きたいのは、次のところで聞くのかあれですけど、要するに国基準の保育所を設置するには、インターネットなんかで引くと規模は60人以上というふうになっているんですけど、この次の議案でいくと20人以下の今議論している小規模のほうは、そういう数値なんですよ。そうすると、20人から59人までをいわゆる保育所、この条例にない保育所でそういう保育所つくれるのかということを東大和に言ってそれができるの

かということ聞かせてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 認可保育所の定員でございますが、東京都の保育所設置認可等事務取扱要領というのがございまして、そちらの中に保育所の定員については原則60人以上、ただし書きで20人以上ということで定まっております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） ということは、東大和でも20人からのいわゆる認可保育所をつくれるという意味合いでとっていいということですね。

○保育課長（宮鍋和志君） 今度の新しい制度におきましては、小規模保育という制度に乗るものにつきましては、19人までの定員となっております。それ以外については、市のほうで確認、認可としませんので、それ以外は東京都さんの範疇になろうかと思えます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今課長のほうから東京都の保育園の設置認可と事務取扱要綱で、ただし書きで20名以上とできるということがございますけれども、条件がございまして、市部またはその周辺の要保護児童が多い地域に所在し、かつ入所児童のおおむね4割以上は3歳未満児を入所されることをしている保育所ということでございますので、果たしてそういうような年齢設定で保育所が手を挙げてくるかというところだと思います。

それで、採算ベースになるかというのはともかく、そちらのほうで保育所、現在もやっている15の保育園がこちらのほうに移行したいというところがございますが、その条件に合つかつ市のほうでもそちらが需要に見合った定員設定だということで、東京都のほうに進達ができるような状況であれば可能かと思えますけど、現状ではやはりそれだけ小さな保育所というのは、同じつくるんでしたらやはり60人以上は、今も最低で60人の保育所ございますけど、までは欲しいというのが当市の考えているところでございます。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（西川洋一君） 全体にわたって詳しくは本会議の場でやりたいと思いますが、差し当たってこの場ではこの条例によりますと、制度的に後退することが制度として定められるという点について、そういう点がありますので、この条例は可決すべきではないというふうに私は考えるところです。

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

この採決は起立により行います。

第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を可決と決します。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） まず最初に、40号議案と41号議案の条例の名前なんですけれども、40号議案は設備及び運営に関する基準を定める条例というふうになっておりますが、41号議案は運営に関する基準を定めるというところで、この差はどのようなことか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 先ほどの40号議案は設備及び運営ということが入っております。こちらは、立ち上げるときに認可をするか否かですので、設備等ですね、それからどのような考え方で運営する予定なのかということ踏まえて、認可を行うものでございます。そういう基準でございます。

今度の41号議案は、運営に関する基準でございますので、通常その事業所をどのように運営するか、または1回確認した後も引き続き適正な運営をされているかどうかを定める基準の条文でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうしますと、41号議案にかかわるところの認可は市ではなくて、どこがされるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 40号のほうの認可は、これは小さいところですね、小規模保育とか、居宅訪問型、事業所内、それから家庭的保育事業、こちらにつきましては市のほうで認可を行います。それ以外の認可保育園とか、幼稚園、認定こども園などの大きいほうについては、認可は東京都が行います。

引き続きまして、今度これからの41号議案でございますが、こちらにつきましては特定教育・保育施設、こちらは保育園、幼稚園、認定こども園が入っております。それから特定地域型保育事業、これは先ほど40号議案で御審議いただいた家庭福祉員、それから小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、こちらにつきましては、全部市のほうで確認ということで毎年定期的に確認作業を行う予定でございます。

以上です。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

そうしましたら、第2条に入りまして、さまざま語句が書かれておりますが、（9）番に出てくる支給認定ということをお教えいただきたいんですけれども、この意味するところと、この認定はどのような形で行われるのか、お教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 支給認定の用語の定義でございます。

保護者の申請に基づく就学前子供の区分についての認定、これが支給認定でございます。第1号、第2号、第3号ということで区分分けされますが、1号につきましては、教育標準時間ということで保育は必要ないけれども、幼稚園等で教育が必要ですねということでございます。そういうお子さんでございます。2号認定は、満3歳以上で保育が必要なお子さんでございます。3号認定は、満3歳未満で保育が必要なお子さんでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうしますと、申請のあった保護者というふうに言いますけれども、要するに幼稚園に入るときも、この申請区分が必要だというふうに理解していいのでしょうか。つまり、今まで幼稚園に関しては、保護者と園と契約するだけ、そこで試験は受けますけれども、契約するけれども、そういう方に対しても、この支給認定というのが必要なんでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育の必要性の認定ということで、1号につきましては、保育は必要ないですねということの認定になりますが、実際の事務としては直接市のほうに来ていただくのも御足労かけるのはあれでするので、直接幼稚園等に申し込んでいただいて、そちらのほうで取りまとめて市のほうに1号の認定の申請が来ると、そういう形ができるということで国のほうで今聞いております。

○委員（東口正美君） 第12条に学校との連携ということが、密接な連携に努めなければならないということが書かれておりますけれども、これはいわゆるさまざま発達に関する情報を共有していくというような、発達障害の早期発見、早期支援につなげるという意味合いというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今委員がおっしゃられたとおりでございます。発達障害等、最近配慮すべきお子様もいらっしゃいますので、そのような認識も行政のほうでしておりますので、学校とうまくつなげてよい教育を受けていただけるようにということで、この条文が入っております。

以上です。

○委員（東口正美君） 続きまして、14条の4の（1）なんですけれども、済みません、細かいところなんです。保護者からの費用負担の件ですけれども、日用品、文具品、その他特定教育・保育に必要な物品の購入に関する費用ということで、私個人的に自分が幼稚園に子供を入れた後に、保育園に入れたお母様から伺ったときは、文房具なども保育園から支給されるというふうに伺って、ちょっとびっくりしたんですけれども、今後は保育園の方たちも、この日用品や文具品は自己負担になるということになるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） この14条の4項のところに、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができると書いてありますので、受けることはできるんですが、今までどおり園のほうで負担しますよと、それは受け取るとはしませんよという運営も十分可能でございます。

○委員（東口正美君） 当事者の保護者としては、何ら変わらない形で4月以降も運用されていくということではよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今までの認可保育園等につきましては、今度の制度になって急に日用品、文房具にかかるお金を集めますということはないと存じております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、17条の評価に関しましては、先ほども前の条例で伺いましたけれども、同じような形で第三者

の評価を受けるという形でよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 今委員のおっしゃるとおりです。この条例は確認ということで、施設が立ち上がって運営した後も、この条例に基づいて確認をしますので、同じような第三者評価を受けるということを求めています。内容は同じでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

続きまして、37条、特別利用保育の基準ということなのですが、この特別利用保育というのは、どのようなものでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 通常、小規模保育等につきましては、ゼロ歳、1歳、2歳のお子さん等が主に保育する施設でございます。ただ、地方等におきましては、認可保育園そのものがなかったりしますので、通常予定している年齢のお子さん以外を預かる等もございます。その場合に、この特別利用ということと呼ぶことになっております。

以上です。

○委員（東口正美君） そうしますと、それはいわゆる年齢規定が外れた場合の利用が特別利用という考え方で大丈夫でしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） そうですね、年齢、それからあとは本当は保育が1号認定にもかかわらず、1号認定の教育を行う幼稚園等がない地方につきましては、2号のほうの保育のほうに入っていただくと、そういうような形もあらうかと思います。

以上です。

○委員（東口正美君） あと52条の準用の考え方が、ちょっとよくわからないんですけども、これを特定教育・保育施設等、特定地域型保育事業との間で、この運用の基準が大きく違うのかどうなのか、この準用という考え方がどういうことか御説明ください。

○保育課長（宮鍋和志君） 準用ですので、同じように扱いますという、そういうような表記でございます。

○委員（東口正美君） 同じように扱うのに、あえてこれが書かれているというところが、ちょっとよくわからないなと思ったんですけども。

○保育課長（宮鍋和志君） 条文のつくりとしまして、本当は全部入れてもよろしいんですけども、準用して、これについては同じことですよということで、準用の52条があるというふうに認識しております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 6条の関係ですけども、ここでは特定教育・保育施設、事業者と言っていいんじゃないかと思うんですけど、事業者はその施設がどういうものであるかというのを、きちっと説明しなきゃならないということと、それから上から3行目、「利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。」。

これは、開始の日にちだけの同意、それとも利用者負担についても同意なのかどうか。これはつまり今度のこの施設は直接利用者と事業者が契約を結ぶわけですね。だから、こういう項目が出てくるんだと思うんですけど、その辺はどうなるのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） こちらの条文ですが、6条でございますが、特定教育・保育施設は特定教育・保育

の提供の開始に際してはとございますので、これからそこに入園して預からせていただくと、そういうときにあらかじめ説明して同意をいただくと、そういう条文でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 利用者負担も同意ができるのかなと思って見ちゃったものですから、そうではないということですね。

それから、7条ですけれども、「利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」ですけれども、この正当な理由の中に定数がいっぱいだから、もう入れませんというのも入るんでしょうか。この正当な理由について説明してください。

○保育課長（宮鍋和志君） 正当な理由でございますが、このように国のほうで想定してございます。定員にあきがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合、それらが正当な理由ということで考えております。以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほどの西川委員のほうから6条の関係で、同意の関係で御質疑ございましたけれども、利用者負担につきましても、重要事項の中に説明を行って運営規定等の内容という中に全部含まれておりますので、そちらのほうを内容並び手続の説明を行うということでございます。

失礼、同意を得なければならないということでございます。説明を行った上で同意を得なければならないことについて、第6条で規定しているというところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） そうすると、うちはこんなに払えませんか、少しまけてくださいということを言った場合、これはさっきの正当な理由により入所できませんと言えるという話になるんでしょうか。そういう関係になるんですか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今説明を行って同意を得なければならないということでございますので、同意を得られないと承認にならないのかなと思います。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 26条、虐待等の禁止と、27条、懲戒に係る権限の濫用禁止のところなんですけれども、先ほど40号議案のところでも聞いたんですけれども、市の監督の体制というのは、こういう場合は先ほど立入調査も含め、どのようなものでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 定期的な確認ということで立入調査いたします。

なお、事故等、あるいは日々の何か出来事等ありました場合には、御報告いただくようお願いしたいと思っております。

それから、虐待等はもちろんしてはならないことでございますし、研修等も受けるようお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） そうすると、ちょっと管轄の問題をお聞きしたいんですけども、児童相談所との管轄というのは、これは両方とも持っているということですか。それとも、この条例に関することに関しては、市だけが管轄権を持っているということでよろしいんですかね、どちらですか。

○保育課長（宮鍋和志君） この辺につきましては、市だけの管轄ではございまして、児相とか、そのあたりとも連携をとりながら行いたいと思っております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 7条の3ですけれども、ここは優先的に入所できるよう選考するという部分です。その施設が利用定員を超える場合、法20条3項に基づいて保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子は優先的に利用できるって、これは現在の優先利用の認定作業というんですか、それと同じ方法でやるんだというふうに認識すればいいんでしょうか、この項目は。

○保育課長（宮鍋和志君） 新制度に当たっての基準等は、まだ作成しておりませんが、保育の必要性がある、当然ひとり親の方でお母さんが一生懸命働いていらっしゃるとか、そういう御事情があろうかと思いますので、そういう御事情によって必要性が高いと思われる方については、優先的に入っていただけるように選考したいと、そういう条文でございます。

○委員（西川洋一君） 条文はあるけれども、その基準については、これから検討されるというふうに答弁されたということですか。

○保育課長（宮鍋和志君） 実際現状も基準をつくりまして、そのようななるべく保育に欠けて必要度が高い方に優先的に入っていただくように順位づけをしております。今後も新しい制度に対する基準ということでは、まだ作成は終わっておりませんが、同じような考え方で作成する予定でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 済みません、一つだけ。16条ですね、ここに幼保連携型認定こども園、認定こども園、幼稚園、保育所とありますが、保育所は認可保育園、公立保育園、よくわかっていますので、この1、2、3で当市に該当する具体的な園というか、施設をお教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 16条の（1）に幼保連携型認定こども園とございます。こちら、幼稚園の認可条件も保育園の認可条件も両方兼ねる施設ということでございます。

2番の認定こども園、こちらはそれ以外ですので、3種類ありまして、保育所型、幼稚園型、それから裁量型という3つの分類に分かれますが、こちらのほう、例えば幼稚園型は幼稚園の求められる認可条件は満たしていて、なおかつ保育も行うということですね。保育所型は保育所の認可の条件を満たしていて、なおかつ幼稚園の1号の教育も行っていくということでございます。裁量型は、それ以外のものです。行政のほうで調整して裁量で認定こども園というふうに東京都で認めている場合なれるものでございます。

以上でございます。

済みません、失礼しました。現在大和富士幼稚園さんのほうで、幼稚園型の認定こども園をされております。それから、幼稚園は3つございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ということは、大和富士幼稚園さんがやられている認定こども園というのは、（2）番の幼稚園をベースとした認定こども園という理解でよろしいでしょうか。あと3園、幼稚園もできればお名前伺えればと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 今委員のおっしゃられたとおりでございます。大和富士さんのほうで行っている認定こども園については、この（2）のほうの認定こども園で幼稚園型ということでございます。

それから、それとは別に今度幼稚園でございますが、大和八幡幼稚園、狭山ヶ丘幼稚園、大和富士幼稚園、この3園が市内にございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） これ現在だと思うんですけども、この4月から何か変化がございましたらお教えください。

○保育課長（宮鍋和志君） 現状のところはございません。変更はございません。16条の中に載っている施設では変更はございません。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、本案を原案どおり可決すると決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） 現状の東大和市の学童保育の設備や運営については、国が定めた厚生労働省と同様であるというふうに思うんですけども、もし当市の現状が設備や運営面で大きな違いがあるとすれば、どのようなことがあるか教えてください。

○青少年課長（中村 修君） 今の御質問ですが、現在変わりはありません。

以上です。

○委員（東口正美君） 第8条、職員の一般的要件ということで、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実務に関し、知識経験を有する者でなければならない。」とありますが、もう少し具体的にどのような方が学童保育の職員となられるのでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） こちらは従前、学童保育所とかに従事された方及び保育士、あと学校の教員の免

許を持っている方等、あと大学卒業とかという方を選んでいと思います。

以上でございます。

○委員（東口正美君） その後、11条に放課後児童支援員というのが出てこられて、1から9までさまざまな人たちがこの支援員に該当するというふうに書かれているんですけども、この支援員と職員との関係は、どのようになっていますでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 今回のこの法改正によりまして、指導員が全て支援員という形になります。それにつきましては、支援員になることによって、都の研修を受けていただきまして、指導員から支援員という形に名前が変更になるものと思われます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど、東口委員のほうから8条で職員の一般的要件ということで、こちらにつきましては、国が厚生労働省の省令でございますけど、参酌すべき基準ということで、この職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならないということを受けて8条を設置し、さらには11条で指導員から変わる新たに支援員となりますけども、こちらのほうの資格要件を現状よりふやしたというようなところで制定したところでございます。

以上です。

○委員（東口正美君） そうしますと、この支援員という方が実務に当たられて学童保育でお子さんたちを見ていただくという形になるという理解でいいのかという確認と、あと済みません、戻んですけども、第5条に一般原則ということで、保護者が労働等により昼間家庭にいない者につきというようなことが書かれておりますけれども、いわゆる学童保育というのは、放課後児童健全育成事業というのは、保育の部分に当たってくると思うんですけども、先ほどの保育園のように支給認定というんでしょうか、そういうものを受けるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 補助の体系としましては、一つの施設がどれぐらいの規模、規模というのは受け入れ人数ですけども、それによって補助金が積算されていくという、今制度で実施しておりますけども、来年度からの補助体系につきまして、どのようになるかというのは今のところ、まだ示されてない。といいますのは、やはりこの子ども・子育て支援の新制度に向かいまして、保育所とか、先ほどの40号、41号議案のほうで、国のほうの検討も先行しておりまして、どうしても同じ児童ですと、小学生のほうのが、後回しというのは言い方が適切かわかりませんが、おくらしているというのは事実なところでございまして、当市でもなかなかどのようになるんだというような情報並びに決定を待っていたところでございまして、今後示されていくと思いますので、当市にとって有利なものを選択していけばというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） ここでは、これまでのいわゆる学童保育事業から対象がふえることで、いろいろと市としては体制をとらなきゃいけないということで、この条文そのものは国が示した条文をおおむね踏襲してできているというふうに見られるんですけども、それで今議論になりました支援員のところも資格の問題が出ています。

現在東大和では、この事業をやっているのは東大和市であって、民間事業者はやっていないと。その資格については、保育士、11条でいえば1と3の資格を持った人がやっているというふうに認識しているんですけれ

ども、それが違ったら言っていただいて、それでこれからの見通しとしては、これまで小学3年生までだったのを、今度はこの条例により小学6年生まで対象児童として、この事業の範囲の中に入ってくるから人数がふえるわけですね。このふえてきたときに、どう対応するか。

そのときに民間事業者が入ってくるのか、それとも市はさらに市の今やっている事業を支援員さんをふやしたり、施設をふやしたりしてやっていくんじゃないかというふうに思うんですけど、この事業について民間事業者が入ってくる可能性があるのかどうか、この可能性があるとなると、資格の問題で随分緩んじゃうと、やっぱりこれも大変かなと。私は余り入ってくる可能性は限りなく、ないんじゃないかというふうに認識しているものですから、その辺を市はどう考えているのか、今後の進め方をどう考えているのか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国の示された基準、従うべき基準、参酌すべき基準も含めまして、やはり民営化等があった場合でも、これに対応できるというところで設計をしたようでございます。

ところが、今西川委員がおっしゃったように、当市におきまして民営化というか、民間事業者が入ってくる余地があるかというところでございますけれども、本制度にのっとった補助制度等、さらにはこの設備並びに職員体制等が整って、果たして採算が合うのかというのは、現状ではどれぐらいの補助が来るのかというところが、まだ示されてないということとわかりません。

かつ今子供の放課後の安全に過ぎしてもらって、それを受け入れるようなところで、それを進めるために本年8月、平成26年の8月に放課後子ども創造プランというのが示されまして、この中で放課後の小学生のお子さんを、どのように受け入れていこうかというようなプランが示されたところでございます。その一文を見ますと、学校施設を徹底して活用した実施促進というのが一番にうたわれておりますので、それをやって、かつ学童での受け入れ、放課後子ども教室もございますけれども、かつそれでもだめでしたら、民間も入ってこられる余地があるのかなというふうに思っておりますので、当分の間は国が示している放課後子ども総合プランで今後平成31年度までの当市のプランをつくらなければならないというように、義務化されそうでございますので、その内容はまだわからないんですけども、そちらをやった後で、それでもまだ受け入れ先がないとなると、民間事業者も手を挙げてくるというふうに思っておりますけど、当分はないんじゃないかなというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） わかりました。

それで、実際に対象人数がふえるわけで、支援員さんをふやさなきゃいけない。ふやさなきゃいけないんですが、その支援員さんの要件として、例えば（9）では高等学校卒業者であり、2年以上のこうした事業に従事した者で市長が適当と認めた者というのも入っていたりするわけですけど、この人と保育士の資格を有する、あるいは学校教育法に基づく資格を有するでは大きな違いがあると思うんですけど、現実には市としては、今の事業で支援員さんをふやさなきゃいけないわけですね。

これは、どういう人を今ふやそうと考えているのか。この支援員さんの1から9まである資格のうち、1、2、3、4などですか、そういう有資格者のところでふやそうと考えているのか、それともどう考えているのか、その辺教えてください。

○青少年課長（中村 修君） 現状は、やはり保育士、学校の教員の免許を持っている方という形を今とっております。現在やはりこちらのほうで募集をかけているときに、保育士さんというのは、どうしても不足をしていますので、来られる方が少なくなっておりますので、そういう形で今後は先ほど西川委員がおっしゃいまし

たように、9番の2年以上、放課後育成事業に類似した事業に従事した方という形であるんですけども、東京都のほうの考えですと、2年間で2,000時間の業務をしたという形で考えておりますので、従事という形で、やはりこれを1年間に通しますと250日勤務されたときに、4時間以上勤務されている方じゃないと、経験がないとできないんじゃないかなと考えておりますので、緩和じゃないんですけども、やはり保育士等、今まで従事された方も対象の形で考えていかなければいけないなどは考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 今の御答弁を伺いますと、場所、人ともになかなか厳しい状況の中での19条の質問になるんですけども、19条に今、日にちとか、時間とかが書かれておりまして、ただどうしても市民の方からの御要望では時間を延ばしてほしい、預かる日を延ばしてほしいということもございますけれども、この辺の見込みは今後どのように変わっていくか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 時間延長につきましては、平成26年4月、ことしの4月から学校が休業の日、例えば土曜日とか、夏休み、冬休み等の休業時は今まで8時半開所だったのを30分前倒ししまして、8時から開所というということに変更したところでございます。

先日でも学童の保護者の協議会がございまして、そちらから要望を受けたところでございますけど、やはり次は時間延長してほしいというお声が非常にございます。これは昨年、平成25年10月に子ども・子育て支援計画に向かいましたニーズ調査の中でも、非常に30分、さらには1時間の時間延長を希望される方は非常に多いというところは認識しているところでございます。ただ、今次の42号議案で御提案しております3年生までを6年生までに拡大した場合に、果たして今度は支援員をまずは確保できないと、延長保育どころではなくて、通常の保育がまずできないというところがございますので、まずはその確保ができてから、体制が整ってからでないと、先走って本番のほうの本則のほうの保育ができない状態で延長というのはとんでもないことだと思いますので、担当としましては、早急にやりたいんですけど、まずは次の42号議案の、43号議案です、失礼しました、小学生を受け入れることに伴う体制の整備が、まずは先決というふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（関田 貢君） この放課後制度の問題で、子ども支援制度を開始するということで、これ本則が基準が厚生労働省が決めた厚生労働省のこの条例を見ると、全部参酌するというので、こういう厚生労働省の決めで現在行われている学校教育の施設に対して、弊害がないのか、あるいは施設に対して、今の東大和の教育環境の施設は全て厚生労働省の条例でカバーし切れるのか、その辺のこと、実行するに当たって厚生労働省が第1条からいろんなことを決めていますね、23条。

そういう条例を決めておく中で、この条例に従って事業が展開されるわけなんですけど、現在の校庭管理とか、そういう学校教育法で決まっている施設管理はされているわけですから、そういう施設に対して、こういうことをやることによって、そういう教育施設の足りない部分というか、放課後施設でやるために。そういうことについての不足部分とか、新しく追加するようなことというのは、どのようなことが行われているか、お伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在平成26年度でございまして、第二クラブ、第二小学校からの学童希望者が非常に多くございまして、学童保育所の中では受け入れし切れないというところで、児童館でランドセル来館ということで、同じような受け入れをしているところでございます。小学校につきましても、やはり学童保育事業で行えませんので、ランドセル来館事業ということを行っておりますので、学校施設でこの放課

後児童健全育成事業、学童保育クラブでございますけど、そこをやった場合には、この条例では対応できないことがあると思いますので、そちらについては改正なり、そちらについての制定は必要だと思います。現在の学童保育所で行われている事業につきましては、これで十分対応できるんだというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（中間建二君） 次に、第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） 済みません、先ほども少し出てきましたけれども、受け入れを6年生までに拡大するというので、ニーズ調査等も行っておりますけれども、どのような変更が見込まれるとお思いでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 先日、学校のほうにもアンケートをとりまして、1年生から5年生なんですけども、アンケートをとりまして、4年生が来年なんですけども、27年度に4年生から6年生になる方で大体約全体で200名ほどの方が希望するという、学童のほうに希望するという形が出ております。実際の定数とかで分けまして、100名程度の方がランドセルとか、そういうような形で児童館とか、学校のほうを利用していく形になると思われます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） そうしますと、待機児童が発生するというよりは、何らかの方法で受け入れを図っていくというのが市の考えということでよろしいでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 学童で全て受け入れが可能でしたら、それはそれで非常に好ましいことだというふう

に考えておりますが、やはり1年生から3年生というのが6年生まで拡大されるということは、現状でも非常に対応に苦慮しているところございますので、希望される皆さんをランドセル来館を含めた形で、待機児を解消する方法でお預かりをしていきたいというふうに考えております。

先ほど、御意見、御質問ございました学校施設の有効活用につきましては、国が示される前に市としては教育委員会のほうにお願いを投げかけてございますので、今教育委員会でもその方向で調整をしていただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 6年生まで拡大されるということは、今まで1年生から3年生までだった枠というんですかね、そういった人たち、どっちかという低学年のほうが需要が高いと思うんですね。そういった場合に、1年生から6年生まで全部平等に人数割でとなると、今まで1年生、3年生が全部入れたところが、4年生から6年生が入ったおかげで3年生までの分がなくなるというんですかね、そういった懸念が考えられるんですけれども、そういったときの措置というのは考えられるんですか。

○青少年課長（中村 修君） 今入所要件がございまして、ひとり親ですと何点とかという形になっておりますので、そちらの形を見直しまして、基準の形を6年生まで基準を上げまして、それで点数を変更というか、考えていきたいなと思っております。同じ点数ですと、1年生の低学年を優先的に考えております。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

説明員交代のため、ここで暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（東口正美君） これまでの指定管理者も評価が高かったと思いますが、今回新たな指定管理者になるということで、なった理由をお伺いしたいと思います。特に、運営経費のコスト面や市民へのサービスの向上について、どのようなメリットがあるのかお伺いいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 新たな指定管理者を指定するわけでございますけれども、大きく運営面で新しい指定管理者は地域の生活習慣、運動習慣がない方々を掘り起こすというような大きな方針をいただいております。その辺の関係もありまして、具体的な事業として健康スマイルバスということで、地域にバスを運行して、それを走らせて、地域で例えば高齢者ですね、足のない方を交通機関のない方を体育館のほうに呼び寄せるというような提案もいただいております。

また、開館日につきましても、現在水曜日、金曜日が23時までやっているところなんですけれども、こちら月、火、木を新たに追加しまして、社会人の方が来やすい雰囲気という形、機会づくりをしております。

また、休業日の削減ということで、市民体育館や上仲原公園、桜が丘市民広場の3施設につきまして、1月4日なんですけれども、これまで休業日にしていましたけれども、それを開場日にするというような提案も受けております。

また、金額面でございますけれども、5年間のトータルで今回の提案、2団体から提案を受けているわけなんですけれども、それを差を出しますと、2,870万円ちょっとですか、5年間で現在指定管理しようとしている団体さんのほうが安いというようなことでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 今お伺いしたところによりますと、地域の運動していない方たちのそういうことも、さらに掘り起こしていくということですが、そういたしますと当市の健康施策と密着に関係してくると思うんですが、そうしますと社会教育課だけではなくて、例えば健康課とか、また当然医療費のこともありますので、保険年金課等とも連動していくべきだと思いますが、この辺は市ではどのようにお考えでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今指定管理者に予定しております事業体のほうからは、健康の面というところの提案では、当市で今推進をしております元気ゆうゆう体操、こちらのほうも今後の体育施設等の管理運営の中では、非常に重要視をした中で施策のほうに対応するという提案も受けております。

今東口委員のほうでおっしゃられました今後ですね、市のほかの施策との連携でございますが、当然運動のことだけではなく、それに連携しなければいけない健康、あるいは医療のそういったものを今後の施策を進めていく中で、この指定管理者とも十分調整をした中でできるものは対応していきたいというのが市の考えでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ、東大和市体育施設等というふうにつくんですが、この「等」というのは、どこを含めている

のかというをお教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 指定管理による体育施設につきましては、市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場、テニスコート、以上の施設を予定してございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） というと、「等」というのは全部その施設になりますということですよ。1点気になっておりますのが、上仲原公園の管理についてなんですけれども、今あそこの事務所には、この指定管理の方がいてくださっておりますが、以前は多分公園全体の管理をする方が管理者としていらしたんでしょうか。

スポーツ施設じゃない、例えば砂場のこととか、枝がどうだとかという、公園全体の管理のことを市民の私たちは、そこの事務所に言いに行かれると、ここはスポーツ施設の管理だけだからというふうに言われてしまうというふうにおっしゃってまして、できれば公園のもろもろの管理、管理ができるかどうかわかりませんが、そういう市民のお声を受けて、とりあえずいただいてつないでいただくとか、そういうようなことができるのかどうなのかということを伺いたいのと、このいただいた指定管理者の事業計画の中には、桜が丘運動広場と上仲原公園につきましては、地域の雇用を喚起するためにシルバー人材センターを使うというふうに書かれておりまして、そのようなことを考えますと、この公園の管理も一体的な形でできるのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 上仲原公園の管理の関係でございますが、現在でも体制的には上仲原公園の管理事務所にいる職員が公園のほかの部分の要望等を聞いた場合は、管理は環境課というところになるんですが、そちらのほうにお伝えするという、そういう仕組みはつくってございます。今後につきましても、新たな指定管理者とそんなところを徹底して、そういうつながりができるような形を努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。いろいろ質問の中のほうで、いろいろ御答弁をいただいた中で、よくわかりました。

この指定管理者という制度なんですけど、ここのところ数年の中で大和のあれを見てもみると、なかなか改選の時期になると新しい業者、新しい業者というふうになってきているんですね、改選というか、要するに入札なんだろうけども。そのときに確かにいろんなメリットの部分では予算の面だとか、あとは当然サービスの面だとか、運用面とかということになると思うんですね。

ただ、先ほどの答弁の中では、ほかの施策との連携という答弁の中にありましたよね。そういうことも考えると、ただ単にそれだけで、その業者がその都度かわっていくというのは、例えば市民に対してのそういうサービスだとか、あとはウイン・ウインの関係というんですか、そういうのがやはり1回だけでは保たれない部分というのも出てくると思うんですね。ですから、そういう部分ではどうなんだろう、例えば大和でそういう企業も育てるという気持ちがあれば、そういう関係はもう少し、そういうところの精査というのかな、企業の精査というのは、どんなふうにされているのかなと思うんですね。

○副市長（小島昇公君） 指定管理者を選定するに当たりましては、こんなことを言うてどうかと思いますけども、職員が自前でやっていたときと比べますと、かなり市民の皆さんの評判もよく、非常に機能しているという中で、次期の更新につきましては、現在やっている業者さんもほとんどの場合は手を挙げてくれますので、その事業者さんとの比較ということになる場合が多いでございます。

そういった中で、今御指摘のございました地域のいろんな団体等も非常にうまい密接な関係を持ってやって

いただいているんで、かわったときに、かなり今までどおりうまくいくのかなという心配を、例えばハミングホールなんかでも実際にいただきました。ただ、そこにつきましては、今回のところも選定の理由を先ほど申し上げさせていただきましたけども、地域をさらに活性化させると、プラスアルファを期待するとともに、現状できていた部分については継続していただくと。ですから、選ぶ段階では現状よりさらによくなるという観点で選定をさせていただいております。今後も今までの状況も加味した中で選んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） この指定管理者がかわるということで、今現在雇用されている方が継続して雇用されるというのが結構不安を抱えていて、それで全部これ見ましたところ、基本事業計画書の中の34ページには、再雇用について書かれていますと。ただ、これに関しては協定にはなっていないので、努力義務というふうに読めるんですね。そうした場合に、これがもし守られてない場合に市として勧告できるのか。ちゃんとやってくださいよと言えるのかどうかということをお聞きます。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま計画書の34ページの一番上に再雇用についてというところがございます。床鍋委員のお話のように、今臨時職員で勤めていただいています方については、継続雇用を促しますというふうに書いてあります。私どもとしては、よく内容や事情を知っている方ということで、即戦力ということでは理解しております。私どもとしては、お願いといいますか、ぜひこの部分について、再雇用についてはお願いをしたいというところまでにとどまるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 先ほど、中村委員からも話があって、更新のことに指定管理者がかわるとこういう問題って必ず発生してくるので、この点に関しては、今回の協定には入っていませんけども、要望になっちゃうかもしれないんですけども、次回の協定とか、そういうところにはきっちりと明記されて、やっぱり市内の方が働いている方が結構多いので、そういったところも留意してほしいなということがありますので、よろしくお願いします。

あと、もう一つ、これ今回市内の施設を持っている業者ですよね。そうすると、個人情報の保護がちょっと気になるといったところなんですけども、個人情報のところを見ますと、確かに特記事項の中の10番に立入調査と入っています。この立入調査の場所なんですけども、これは市が指定管理を委託した体育施設等に限るのか、それともちゃんとそれに関しては本社も含めて立ち入りできるのかといったところを教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 立入調査の件でございますが、原則的には現場の帳簿等のチェックとかがございます。ただし、事業体が共同事業体ですので、当然共同事業体の本社等にも立入調査ができると、このように判断してございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 1点だけ伺いますが、市民体育館をつくる当初から私も心配していたことが一つあるんですね。市民利用が平等に扱われるということで、市民の皆さんがということで、南に寄った体育館施設については、今回説明によると巡回バスを出すということが、僕はよかったなというふうに僕は思っています。

この巡回バスの回り方が旧本村、清水から芋窪の新青梅街道から志木街道のところに巡回バスをただ出すということは、どのようなバスの出し方を検討されているのかと。そして、もしそれが無料なのか、有料だったとすれば有料はどういうスタイルで、そのポイント、ポイントに、ここに集まってください、そして体育館まで往復しますということが図られるということを、私は期待しているわけですが、そういう便利さはもっと

もっとアピールしていただいて、平等に近場の人より遠くの人たちが利用しやすい環境づくりに努力していただきたいと、私はそういうふうに思っていますが、どうですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 健やかスマイルバスにつきましては、計画書の34ページに記載のあるところでございます。

まず内容については、具体的にはなっておりませんが、そちらの記載を見ますと、高齢者やお子様連れの方の利用率を向上させるということで、市内の駅、スポーツ施設を巡回するというで伺っております。料金的には有料でございまして、年間登録していただくことで何度でも利用ができるということで伺っておりますので、今後新たな指定管理者と調整をしてみたいと思っております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 今度指定管理をやる方の計画書を読ませてもらって、いろいろ頑張るんだなというふうには受けとめたんですけど、その前の前提的なことで幾つかお伺いしたいと思います。

この契約というんでしょうか、指定をするに当たっての中心になるのは基本協定書ですよね。この基本協定書は、現在行われている方との基本協定書、そして今回の協定書、何か進んだ面とか、改善した面とか、そういうものはあるんでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 現在の指定管理者との、これから結ぶという指定管理者との基本協定書の内容でございますが、基本的には変化がございません。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） それから、個人情報の扱いについては、特記事項ですね、東大和市体育施設等の指定管理業務に関する個人情報の取り扱いに係る特記事項というのがありまして、この中では指定業務が終わったときには、資料の返還、個人情報の廃棄、それから事業をやっている途上での個人情報の貸与等の規定があるんですけど、これはどういうふう to 今回の場合になっていくのでしょうか。貸与については、そういうものがあつたかどうかですね。

○社会教育課長（村上敏彰君） 個人情報の貸与につきましては、現在のところ実績があつたとは考えてございません。

個人情報の廃棄、あるいは返還につきましては、現在の指定管理者とその方法については、詳細については今後詰めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 協定に基づいて、今後実施していくというふうに見るということですね。

それから、職員の処遇ですけども、全体を見ますと正規職員と、しかも資格を持った正規職員がきちんと配置されるというような記載もありまして、それから臨時職員も勤務形態、勤務時間ですか、このように計画がされていますという記録もあるんですけど、しっかりそういうのを出されているなどと思うんですが、臨時職員の中にも派遣労働者というのは入るんでしょうか。もし入るとなると、ちょっと問題かなというふうには私思うんですけど、どうなのかということですね。

それから、信義誠実の原則という協定書の中に、そういう項目があつて、地方自治法、条例、その他の関係法令を遵守しとなっていますので、遵守するということですけど、その他関係法令の中には労働基準法も当然入るわけですけども、そういうこととして受けとめておいていいですね。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま西川委員から2点御質疑いただきましたが、最初に派遣労働者につい

ては、私どもとしては把握をしておりません。きちんと指定管理者のほうで雇用した職員と、シフト表にもありますように、その中にはきちんとその窓口業務員とか、そういうふうに位置づけて配置をシフトをしておりますので、私どもとしてはきちんとした雇用に基づいた、直接雇用で入っていただく職員の方だというふうに認識しております。

2点目につきましては、協定の4ページにございます第3章の第14条、法令上の責任という中に、乙はこの従業員に対する雇用者、または使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理するものとしとございますので、お話のとおり、こちらのその他の中には今お話ししました法令が入ってくるというふうに認識しております。

以上です。

○委員（西川洋一君） それから、特に市民体育館、ほかの施設もそうですね、市の団体が館全体を使うイベントをする場合もあるんじゃないかと思うんですよね。館だとか、例えばテニスコートにしても、それぞれの団体が全て一定の期間使いたい。それから、業者のほうが独自事業としてやるという場合もあるわけですよね。この辺の関係では、市民が自主的に使う回数というんですか、これはかなり自由度が高く使えるということなんでしょうか。管理者が行うイベントがあるから、それはだめよというようなことにならないかどうかという意味で、市民の利用がスムーズにいくかどうかという意味で聞いているんですけど。

○社会教育課長（村上敏彰君） まだ、次期指定管理者とは詳細には詰めてございませんが、提案の中では市民の個人利用等の利用を優先した中で、あいている時間帯に独自事業というものを打っていくと、そのようなことは伺っております。

また、館全体の事業、例えば体育協会が体育館を使ってスポレクとか、そういうイベントをやっておるんですが、そういうものの事業につきましても、当然そういう形では市民を優先をしていただいていくものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。
説明員交代のため、ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたします。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（東口正美君） 今度今回出されました陳情は、いろいろ資料をいただきましたけれども、ほかの市では、このような同様の意見書の提出はどのようになっておりますのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 他市の状況でございますが、昨日9月10日現在の状況でございます。

当市を含めまして、陳情が15市、請願が3市、議員提出議案が4市ということで、計22市でございます。そのうち、6月議会が3市、9月議会が19市というような状況になっております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 6月議会の3市は意見書を提出したという理解でいいのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 6月議会の3市におきましては、いずれも採択されているということでございます。
以上です。

○委員（東口正美君） この手話言語法に対しての国の現在の動向は、どのようになっているか、おわかりでしたら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在国の動向ということでございますが、この法律の制定の動きの背景といたしまして、御説明させていただきます。

まず、平成18年に国連で障害者権利条約が採択されました。その条約の中に、障害者に保障するコミュニケーションとしての言語に手話を含むと規定がされたところでございます。その後、日本の国のほうで、この条約の批准のための国内法を整備を進めるということになりまして、平成23年に障害者基本法が改正されました。この中で、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の選択の機会が確保されると規定されたところでございます。

このように、国際的にも国内的にも手話が言語として認められてきているというような状況の中でございますが、日本の聾学校では長く口話法の教育、口から発音を読み取っていくというような方法が重視されまして、手話を言語として学び使って社会生活を営む環境が整っていないということから、この法の制定が求められて

いるということでございまして、国のほうでも、そういったいろいろさまざまな動きで議員のほうの参議院、衆議院等でのパネルディスカッションなど、さまざま行われているような状況ということでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（西川洋一君） せんだって、中央公民館の前で耳の聞こえない方かな、訴えを受けて知っている顔の人だったんですけど、聞き取れなかったんですね。中身は、夜だったものですから、公民館に来る途中、道路に自転車が置いてあって、つまり危険だったと、何とかしてください。

たまたま、そこに手話できる人が来たんで、中身がそのようにわかったんですけど、やはりいろんな日常生活面で、そのように苦勞されているで、今度の手話言語法が、そういうことに対して全体として、どういうふうに役立つかというのは、私は全体としてはよくわからないんですけども、少なくともそうした方々が要望して、このことによって社会生活がより進んでいくんだということの陳情ですので、これは事前の協議の中でも皆さん賛成のようですので、みんなで力を合わせてやっていくということが必要なというふうに思います。

○委員（関田 貢君） 僕も、この聴覚障害者の団体の皆さんと初めて新堀地区会館で講話をやるから、ぜひ聞いてくださいということで、名前は忘れたんだけど、雑誌でNHKの体験者の人ということで、その本を買って本を見れば書棚を見ればわかるんですが、そういう体験のとき、私も耳が不自由になったら、どうなるんだろうと、こういうふうなことになる。それで音が聞けないときのランプの表示の話が、その当時印象でした。そのランプを、私はこのランプが何の意味するかということの話を、その人から聞いたことが記憶に残っています。

ですから、私もそういうときに聴覚障害者になったときの状況が、そのとき、そのときで耳が聞こえない、目が見えないといったときの障害というのは、いろいろあると思うんですが、私はそういうことが東大和が、これからこのまちづくりについて、そういう人たちと仲よく平和に暮らしていく、幸せに暮らしていくという環境づくりには、私たちも健常者が努力して、そういう人たちの要望に応えるということで、国へまず上げていただきたいという要望ですから、ぜひ私もここで賛同して、国へ意見を上げて、手話言語法ということが、どういうふうに私たちに健常者の人たちに降りかかってくるかというのは、ちょっと私たちもわかりませんが、環境づくりには努力していきたいと私は思っています。ぜひ、そういうことを国に上げるべきだと私は思っています。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 2020年にオリンピック・パラリンピックも開催されることになりましたし、これを機会にと言ったらおかしいんですけども、やはりそういう機運が高まっているときに、こういった意見書を出すというのは、すごい重要だと思うんですね。

それで、もちろん地方自治体はハード面、例えば手話に限らず障害者のために歩道を整備したりとか、信号は東京都の管轄かもしれませんが、そういったこともやりますと。ただ、この法制度という手話言語法に関しては、国の制度になりますので、そういったことを国に働きかけていくということが、やっぱり地方自治体として意見を表明して、そういうことを促すというのは、非常に重要なというふうに思っておりますの

で、ぜひそういうことを実現のために動いていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

26第10号陳情 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出に関する陳情、本件を採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって平成26年第8回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前11時58分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二